

遠隔教育の推進について

遠隔教育は、多様性のある学習環境や専門性の高い授業の実現など、質の高い学習の実現に資することが期待されます。

遠隔教育については、「合同授業型」や「教師支援型」、「教科・科目充実型」等の類型があります。

「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の2（中学校等）、第88条の3（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を有する教師が遠隔により授業を実施することで、生徒の学習機会の充実を図るものを指します。

このほか、生徒の学習活動の質を高めるとともに、教員の資質向上を図るもので、配信側にALTや専門家、受信側に当該教科の免許状を有する教師を配置する「教師支援型」や、生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図るもので、配信側・受信側双方に当該教科の免許状を有する教師を配置する「合同授業型」等の類型があり、それぞれの授業方式の特徴を踏まえつつ、生徒の学習機会の確保に努めることが重要です。

本稿では、「教科・科目充実型」の遠隔授業について、制度概要を解説します。

1 中学校段階における「教科・科目充実型」の遠隔授業について

義務教育である中学校段階においては、義務教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、県費負担教職員制度及び義務教育費国庫負担制度の下、公立中学校等の教員の任命権者である都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会により、中山間地域や離島等

に立地する小規模校も含め、原則として、必要な専門性を有する教員免許を持った教師が各学校に配置されています。

その上で、一部の小規模校において当該教科の免許状を有する教師を確保できない場合や特定の教科の免許状を有する教師の休職等に伴い年度途中で急遽短期間遠隔授業を実施する場合等に、遠隔にて専門性の高い教師による指導を可能とするため、令和元年8月より、中学校等を対象とした「教科・科目充実型」の遠隔授業に係る特例制度として、一定の基準を満たしていると文部科学大臣が認める場合、受信側の教師が相当免許状を有していない場合でも、遠隔授業を行うことを可能としました（遠隔教育特例制度）。本制度により、生徒がより専門性の高い授業を受けることが可能となり、生徒の学びの機会の充実のほか、免許外教科担任の解消や負担軽減につながることを期待されています。

また、令和6年3月には、文部科学大臣による指定を不要とする制度改正を行い、都道府県教育委員会の適切な関与の下、学校現場の創意工夫が発揮され、地域の実情に応じたより効果的かつ柔軟な実施が可能となっています。

なお、実施にあたっては、同時に授業を受ける一学級の生徒数（受信側・配信側の合計）は原則として40人以下とすることや、同時かつ双方向的に行うこと、受信側の教室等に当該中学校等の教師（当該教科の免許状を有することを要しない。）を配置し、配信側の教師と連携・協力し、共に授業を構築することが求められること等に留意が必要です。

義務教育段階における「教科・科目充実型」の実施に係る留意事項や制度改正の詳細などについては、通

知等にまとめて周知しておりますので、ご参照のうえ、適切に実施ください。

・文部科学省 HP



[HP\[https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1420756_00001.htm\]\(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1420756_00001.htm\)](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1420756_00001.htm)

2

高等学校等における「教科・科目充実型」等の遠隔授業について

全日制・定時制課程の高等学校等における遠隔教育については、離島・過疎地等の生徒に対する教育機会の確保、多様かつ高度な教育に触れる機会の提供等を目的として、平成 27 年 4 月に制度改正を行い、「教科・科目充実型」の遠隔授業を正規の授業として制度化しました。

多様な科目開設や習熟度別指導等により、学習機会の充実を図る「教科・科目充実型」の遠隔授業では、対面により行う授業と同等の教育効果を有するとき、当該教科の免許状を有する教師が授業を配信し、受信側には原則として当該学校の教師（当該教科の免許状を有することを要しない。例外として、特定の条件下で当該学校の職員を配置することも可。）を配置することとなっています。なお、実施にあたっては、同時に授業を受ける一学級の生徒数（受信側・配信側の合計）は原則として 40 人以下とすることや、同時かつ双方向的に行うこと、課程の修了の要件として修得すべき 74 単位に算入できるのは 36 単位までであること等に留意が必要です。

この他、高等学校段階においては、同じく学校教育法施行規則第 88 条の 3 に基づく遠隔授業として、不登校生徒や病気療養中の生徒等を対象に、学習機会の保

障を図る「学習機会保障型」（当該教科の免許状を有する教師が授業を配信し、対象生徒は自宅・病室その他特別な場所で受講。）の類型もあります。

「教科・科目充実型」や「学習機会保障型」の遠隔授業の実施にあたっての留意点は、通知等にまとめて周知しておりますので、ご参照のうえ、適切に実施ください。

・文部科学省 HP



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/1358056.htm